

「市政のあらまし(平成28年度版)」 を販売しています。(1冊1,000円)

市のあゆみ、人口規模や予算・決算状況をはじめ、市の業務全般にわたる状況が集約されています。

議会事務局で販売しています。

大竹市情報公開コーナー、図書館等でも閲覧できます。



議会を傍聴しませんか

市議会では予算や条例をはじめ行政に対する一般質問など、住みよいまちづくりをめざして審議をしています。

本会議、委員会とも傍聴できます。議会がどのように運営されているか傍聴してみませんか

12月議会日程(予定)

本会議	12月1日(木)
本会議(予備日)	12月2日(金)
常任委員会	12月5日(月)
//	12月6日(火)
特別委員会	12月7日(水)
本会議	12月14日(水)

請願や陳情の提出方法

どなたでも市政に対する意見や要望を、直接、市議会に届けることができます。

① 請願と陳情の違い

請願は、委員会で審議された後、本会議で採択(請願に賛成)か不採択(請願に反対)かが決められます。

※請願書の提出には、市議会議員の紹介が必要です。

陳情は、市民、市内事業所に勤務する方、市内の各種団体に所属する方から提出されたもので、市政に直接関係するものについては、委員会が審査されます。その後本会議で審議され、採択か不採択かが決められます。

委員会が審査されない陳情書もあります。その場合は、議員に写しを配布します。

② 書き方

件名	平成__年__月__日
	大竹市議会議長__様
住所	_____
氏名	_____②
紹介議員	_____②
趣旨	_____
項目	_____

※陳情書の場合、紹介議員の欄は必要ありません。

③ 提出先

大竹市役所5階の議会事務局に提出してください。事前に、お電話でのご相談も受け付けています。

(☎59・2183)

8月号の記事の訂正

◇P5 細川議員の一般質問について

上段のタイトル

市民の関心事に対する説明責任について問います

を削除し、下段の

ふるさと納税の使い方の「見える化」で、まちを元気に！

を上段に入れ替え、タイトルとします。

関係者の方々には大変ご迷惑おかけしました。お詫び申し上げます。

